

発議第2号

香芝市議会委員会条例の一部を改正することについて

香芝市議会委員会条例の一部を次のとおり改正する。

令和8年3月23日提出

提出者

香芝市議会議会運営委員会

委員長 下村佳史

香芝市議会委員会条例の一部を改正する条例

香芝市議会委員会条例（平成4年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 3 所管が複数の常任委員会に分かれている事項については、適宜いずれかの常任委員会において所管する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。